

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の概要

1. ごみ処理の経緯

本組合では、ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設、ストックヤード施設により構成市町のごみを処理してきました。

設立時（平成5年）の構成市町は、大朝町、千代田町、豊平町、吉田町、八千代町、美土里町及び高宮町の7町でしたが、現在（平成29年3月末）は、安芸高田市及び北広島町（芸北地域を除く）の1市1町となっています。

また、平成29年4月1日からは、これまで山県郡西部衛生組合でごみ処理を行っていた北広島町の芸北地域が本組合に加入することになり、北広島町全域で統一したごみ処理を行うこととなります。

【組合の沿革】

平成 5年 5月 11日	芸北東部広域環境施設組合設立 構成町（大朝町、千代田町、豊平町、吉田町、八千代町、美土里町及び高宮町の7町）
平成 5年 8月 23日	「芸北広域環境施設組合」に改称
平成 7年 4月 3日	ごみ焼却処理施設稼働
平成 8年 4月 1日	粗大ごみ処理施設稼働
平成 14年 4月 1日	ストックヤード施設稼働 ごみ分別方法の変更（ペットボトル、白色トレイ及び紙パックの分別収集開始）
平成 14年 7月 18日	甲田町及び向原町が加入 構成町（大朝町、千代田町、豊平町、吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町の9町）
平成 16年 3月 1日	構成町（吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町）が合併し「安芸高田市」が誕生 構成市町（安芸高田市、大朝町、千代田町及び豊平町の1市3町）
平成 16年 3月 31日	焼却灰・集じん灰貯留搬出設備稼働
平成 17年 2月 1日	構成町（大朝町、千代田町及び豊平町）及び芸北町が合併し「北広島町」が誕生 構成市町（安芸高田市及び北広島町（芸北地域を除く）の1市1町）
平成 20年 3月 28日	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定
平成 20年 10月 1日	ごみ分別方法の変更（ざつ紙及びその他プラスチック製容器包装の分別収集開始）
平成 29年 4月 1日	北広島町 芸北地域が加入予定 構成市町（安芸高田市及び北広島町の1市1町）

2. ごみ処理体制

1) ごみ処理フロー

本組合管内で排出されたごみは、芸北広域きれいセンターに搬入後、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみ・粗大ごみは破碎・選別後に資源物を回収、容器包装ごみは圧縮・梱包処理（プラスチック製容器包装、ペットボトル）を行っています。

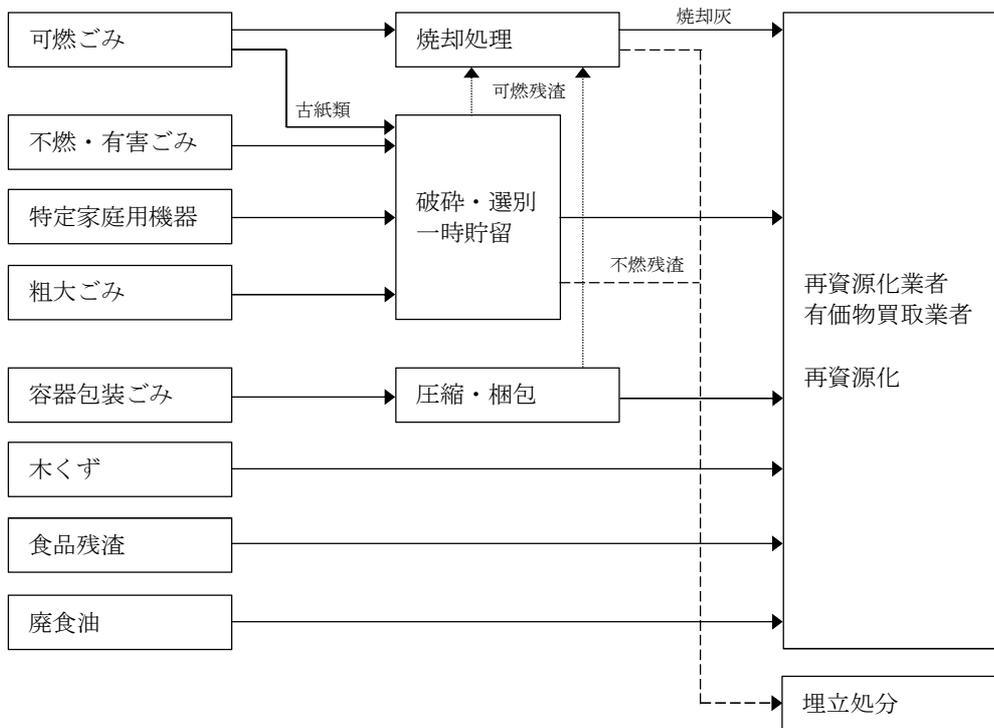


図 3 本組合のごみ処理フロー

2) 分別区分、収集・運搬体制

家庭系ごみの分別区分、収集・運搬体制は、表1のとおり設定しています。地域によっては、連絡があった場合のみ収集を実施しています。なお、収集・運搬主体は、本組合（直営）です。

本組合のごみ処理手数料は、表2のとおり設定しています。なお、施設へ直接搬入する場合は、指定袋、処理券を使用しないこととしています。

事業系ごみについては、家庭系ごみと同じ種類で分別し、事業者が自ら芸北広域きれいセンターに持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して芸北広域きれいセンターに持ち込むこととしています。

表1 分別区分、収集・運搬体制（家庭系ごみ）

ごみ種類		収集頻度	排出方法
可燃ごみ	燃えるごみ	週2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
	古紙類	月2回	組合処理券を貼り、ステーションへ排出する
不燃ごみ	燃えないごみ	月2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
	かん類	月2回	
	びん類	月2回	
有害ごみ		月2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
粗大ごみ		年2回	組合処理券を貼り、ステーションへ排出する
容器包装ごみ	紙パック	月2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
	プラスチック製 容器包装	月2回	
	ペットボトル	月2回	

表2 ごみ指定袋、処理券、ごみ処理手数料の料金設定

ごみ種類		ごみ指定袋	処理券※	ごみ処理手数料 (施設へ直接搬入時)
可燃ごみ	燃えるごみ	65 円/40ℓ	65 円/枚 (木くずのみ)	65 円/10kg
	古紙類	40 円/25ℓ		
不燃ごみ	燃えないごみ	100 円/40ℓ	—	100 円/10kg
	かん類	50 円/20ℓ		
	びん類			
有害ごみ		100 円/8ℓ	—	
粗大ごみ		—	400 円/枚	
容器包装ごみ	紙パック	30 円/25ℓ	—	30 円/10kg
	プラスチック製 容器包装	30 円/50ℓ		
	ペットボトル	30 円/50ℓ		
特定家庭用機器廃棄物		3,000 円/台（リサイクル券が必要）		

※処理券1枚当たりの金額

3) 中間処理体制

芸北広域きれいセンターでは、搬入されたごみの焼却処理、破碎・選別処理、圧縮・梱包処理が行われています。芸北広域きれいセンターの施設概要は表 3 のとおりです。

表 3 芸北広域きれいセンター 施設概要

施設	概要	
ごみ焼却処理施設	供用開始	平成 7 年 4 月 3 日
	炉型式	准連続燃焼方式
	処理能力	22t/16h×2 炉
	ごみ投入方式	ピットアンドクレーン方式
	排ガス処理設備	有害ガス除去装置+バグフィルター
	汚水処理設備	クローズドシステム
焼却灰・集じん灰 貯留搬出設備	使用開始	平成 16 年 3 月 31 日
	貯留設備	焼却灰貯留槽 : 30 m ³ 集じん灰貯留槽 : 25 m ³
粗大ごみ処理施設	供用開始	平成 8 年 4 月 1 日
	処理方式	併用方式
	処理能力	14t/5h
	破碎設備	横型ハンマークラッシャ式
	選別設備	鉄・アルミ・可燃物・不燃物・プラスチック・カレット (3 色)
	再生設備・能力	金属圧縮機 : 0.8m ³ /h
ストックヤード施設	供用開始	平成 14 年 4 月 1 日
	施設規模	200 m ²
	圧縮梱包設備・能力	ペットボトル圧縮梱包機 : 0.5t/5h



ごみ焼却処理施設



粗大ごみ処理施設



ストックヤード施設

図 4 芸北広域きれいセンター

4) 最終処分体制

本組合では、山口県内の民間業者に委託し、焼却残渣をセメント原料化して再利用する方式を採用しています。不燃物残渣のうち、ガラスくず、陶器くずは廃棄物資源化業者に引き取りを依頼しており、その他は（一財）広島県環境保全公社の最終処分場に埋立処分しています。

表 4 最終処分体制

種 類		現在の処理方法
焼却残渣	焼却灰、集じん灰	セメント原料化※
不燃物残渣	ガラスくず、陶器くず	民間業者により、再生砂や道路路盤材として再資源化
	粗大ごみ破碎後の粉碎物 (木くず、プラスチック類)	民間業者により再資源化
	コンクリートがら 粗大ごみ破碎後の粉碎くず (ガラスくずなど)	(一財) 広島県環境保全公社の最終処分場 又は、山口県内の民間業者により埋立処分

※焼却灰中の異物が発生した場合、山口県内の民間業者に委託し、埋立処分を行っています。

表 5 焼却残渣の処分先

項 目	概 要
委託先	山口県内業者（焼却灰セメント原料化リサイクルシステム）
処理方法	水洗脱塩処理及び脱ダイオキシン処理による焼却灰（燃え殻）と焼却飛灰（ダスト）のセメント原料化
処理能力	50,000 t/年

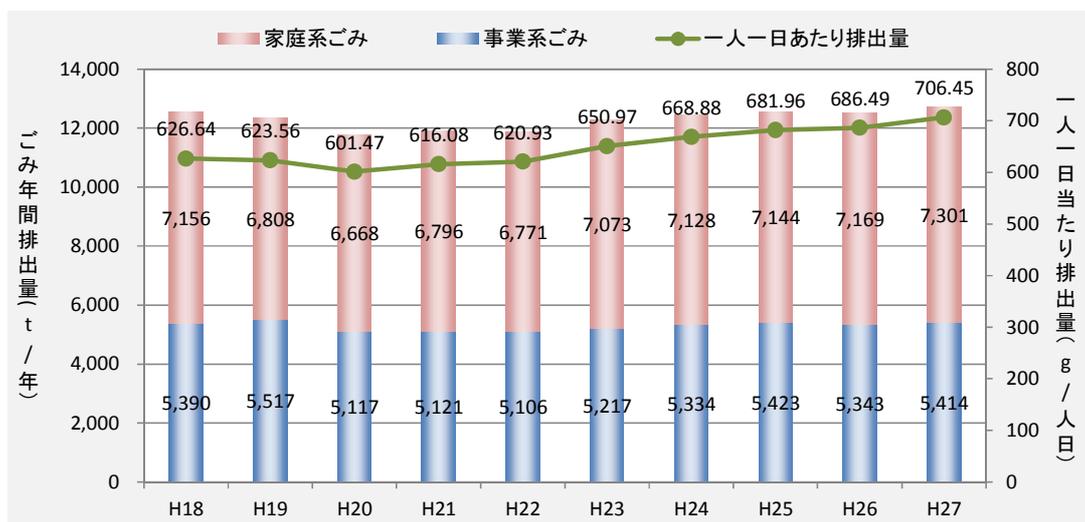
表 6 不燃物残渣の処分先

項 目	概 要
施設名	一般財団法人 広島県環境保全公社 出島地区廃棄物等埋立処分場
埋立面積	166,000m ²
残存容量	1,850,000m ³ （平成29年3月末）
処分方式	投入台船より薄層散布工法（海面埋立）
構造・設備の概要	受入施設、投入台船、外周護岸（ケーソン式護岸、二重遮断シート、不透水性地盤）、余水処理施設
埋立物	レンガ・コンクリートがら、びんくず類、焼却灰中の異物

第2節 ごみ排出量の実績

1. ごみ排出量の推移

本組合（芸北地域を含む）における過去10年間のごみ排出量の推移は、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、平成21年度から増加傾向にあり、一人一日当たり排出量が増加しています。ごみ種類ごとにみると、家庭系ごみと事業系ごみともに増加傾向にあります。

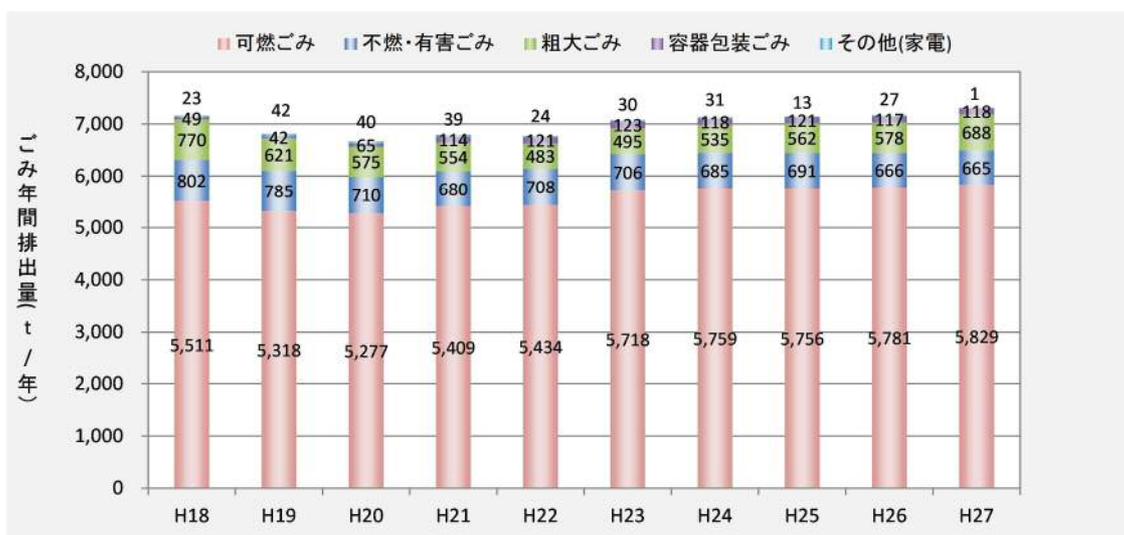


※芸北地域を含む

図5 ごみ排出量の推移

2. 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみのごみ種類別排出量を見ると、可燃ごみと粗大ごみは増加傾向にありますが、不燃・有害ごみは減少傾向にあります。容器包装ごみは、横ばい傾向にあります。また、全体に対して、可燃ごみが約8割を占めています。

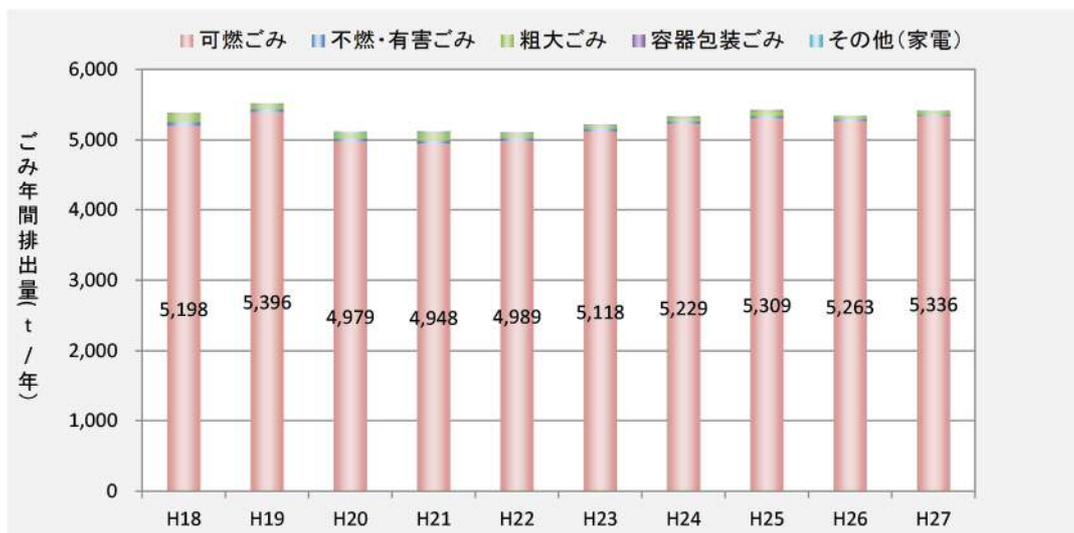


※芸北地域を含む

図6 家庭系ごみ排出量の推移

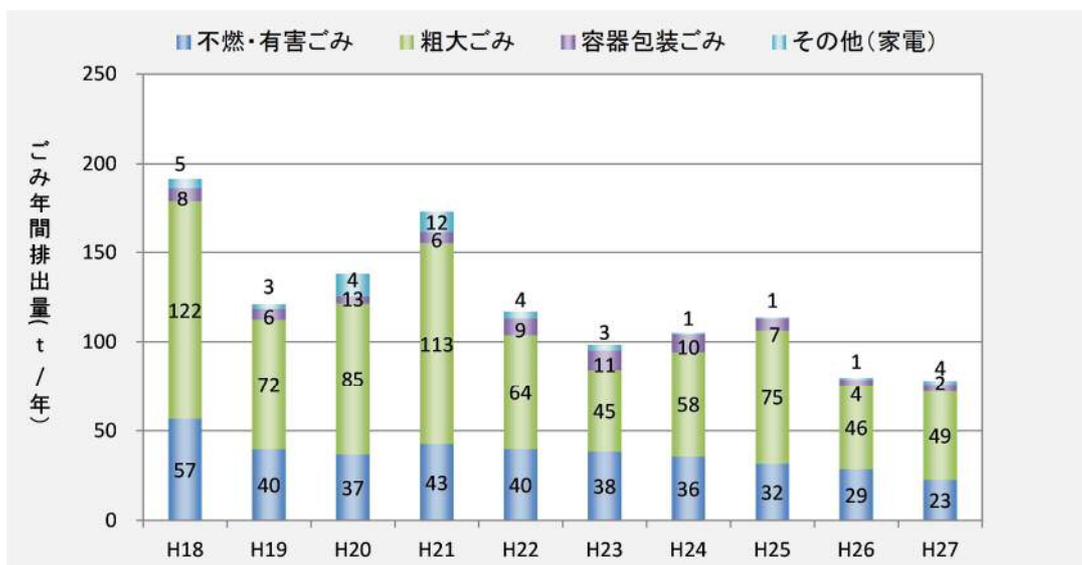
3. 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみのごみ種類別排出量を見ると、可燃ごみは増加傾向にあります。不燃・有害ごみと粗大ごみ、容器包装ごみは減少傾向にあります。また、全体に対して、可燃ごみが9割以上を占めています。



※芸北地域を含む

図7 事業系ごみ排出量の推移



※芸北地域を含む

図8 事業系ごみ排出量の推移 (図7の可燃ごみ以外)

4. ごみ組成

1) 家庭系可燃ごみの組成

本組合内の家庭系可燃ごみの組成を調査したところ、生ごみ、古紙類、紙おむつ、プラスチック製容器包装が多くを占めていました。また、生ごみには、食品ロス(未使用のまま捨てられた食品)が含まれていました。そして、不燃ごみ(缶類等)や粗大ごみ(毛布)、容器包装以外のプラスチック製品等、可燃ごみではないごみが混入していました。

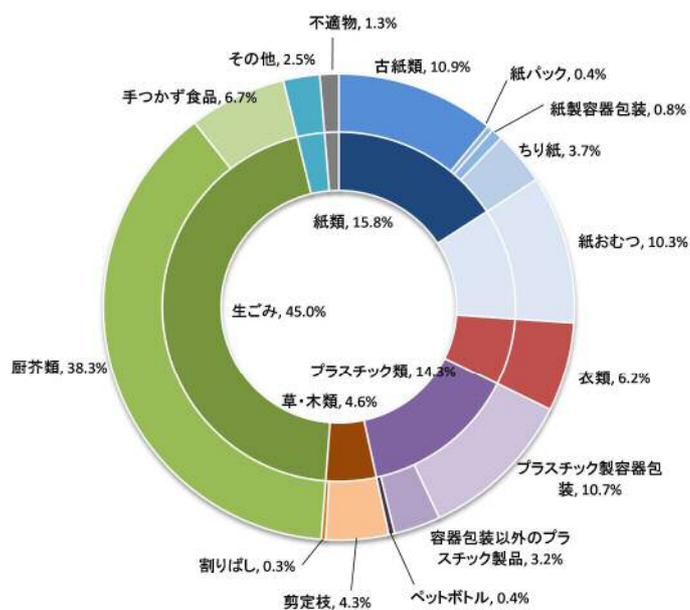


図 9 家庭系可燃ごみの組成



不燃ごみの混入



粗大ごみの混入

2) 各家庭のごみ排出状況 聞き取り調査

各家庭が排出しているごみ種類について、構成市町内の家庭を調査しました。

聞き取りした家庭の中には、衣類の集団回収を利用している家庭がありませんでした。また、紙おむつを排出している家庭のごみ組成を見ると、紙おむつが全体の約3割を占めていました。

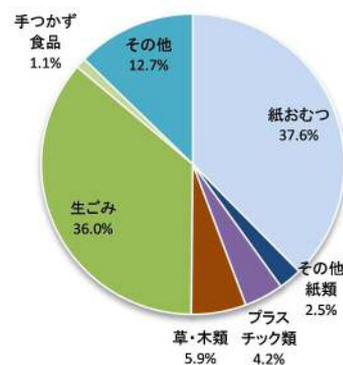


図 10 紙おむつを排出している家庭のごみ組成

3) 事業系ごみの組成

事業系ごみ組成は、事業内容によって異なるため、一般廃棄物収集運搬許可業者へのアンケート調査により、業種ごとのごみ種類別排出量を確認しました。

これによると、事業系ごみでは、生ごみの割合が多く(24.8%)、業種別では、病院からのものが最も多くを占めていました。また、病院のごみ組成では、紙おむつの割合が高く(38.5%)なっていました。

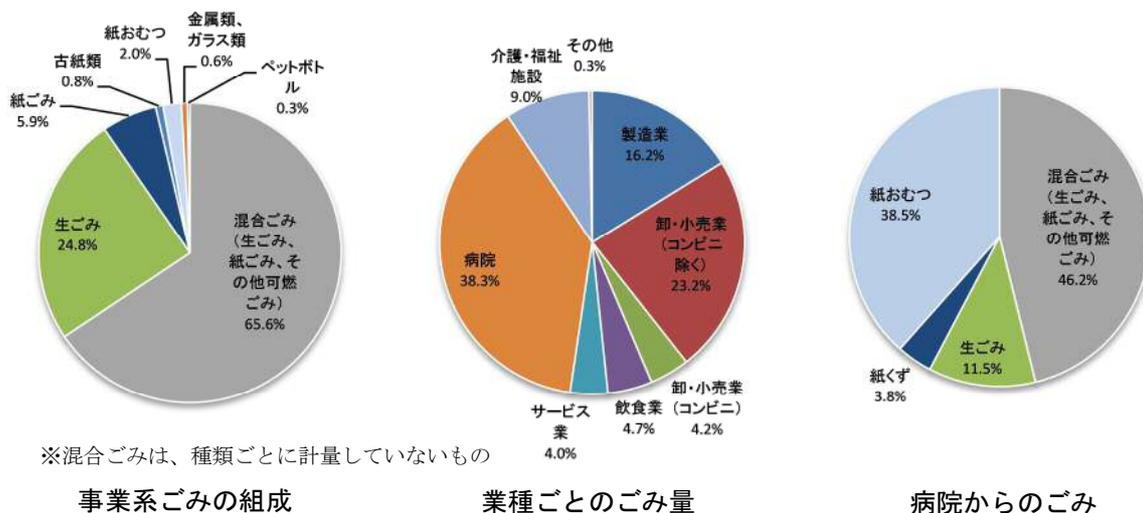


図 11 事業系ごみの組成

4) コンビニエンスストアの可燃ごみ組成調査

本組合管内では、近年コンビニエンスストアの店舗数が増加しています。

コンビニエンスストアの可燃ごみ組成について調査したところ、紙類、プラスチック製容器包装、生ごみ、食品ロス(売れ残り食品)が多く捨てられていました。また、缶類やペットボトル等、可燃ごみではないごみ(不適物)が混入していました。

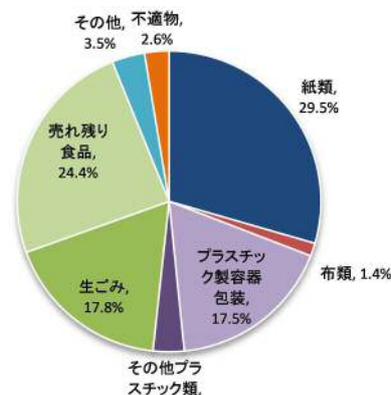


図 12 コンビニエンスストアのごみ組成

5) 大型店舗の可燃ごみ組成調査

事業系ごみの約2割を占めている卸・小売業からのごみ排出状況を調べるため、大型店舗の可燃ごみ組成について調査したところ、紙類、プラスチック製容器包装、生ごみ、食品ロス(売れ残り食品)が多く排出されました。また、梱包材(発泡スチロール等)が可燃ごみとして排出されていました。

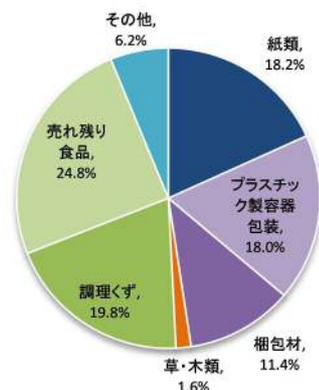


図 13 大型店舗のごみ組成

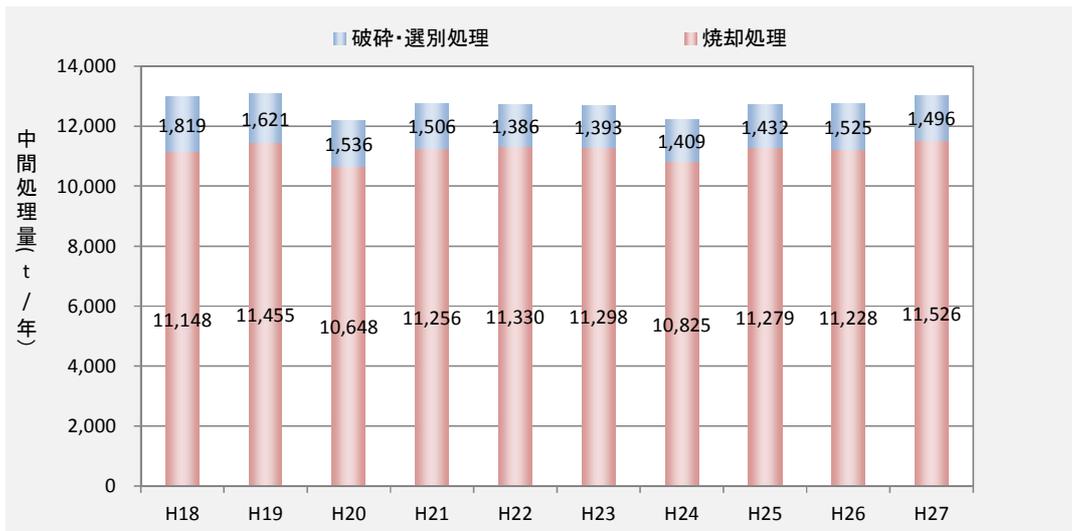
第3節 中間処理、最終処分の実績

1. 中間処理量

焼却処理量は、平成22年度以降、増加傾向となっており、芸北広域きれいセンター竣工当時の搬入量（平成7年度：約4,000t/年）と比べると、約3倍にまで増加しています。

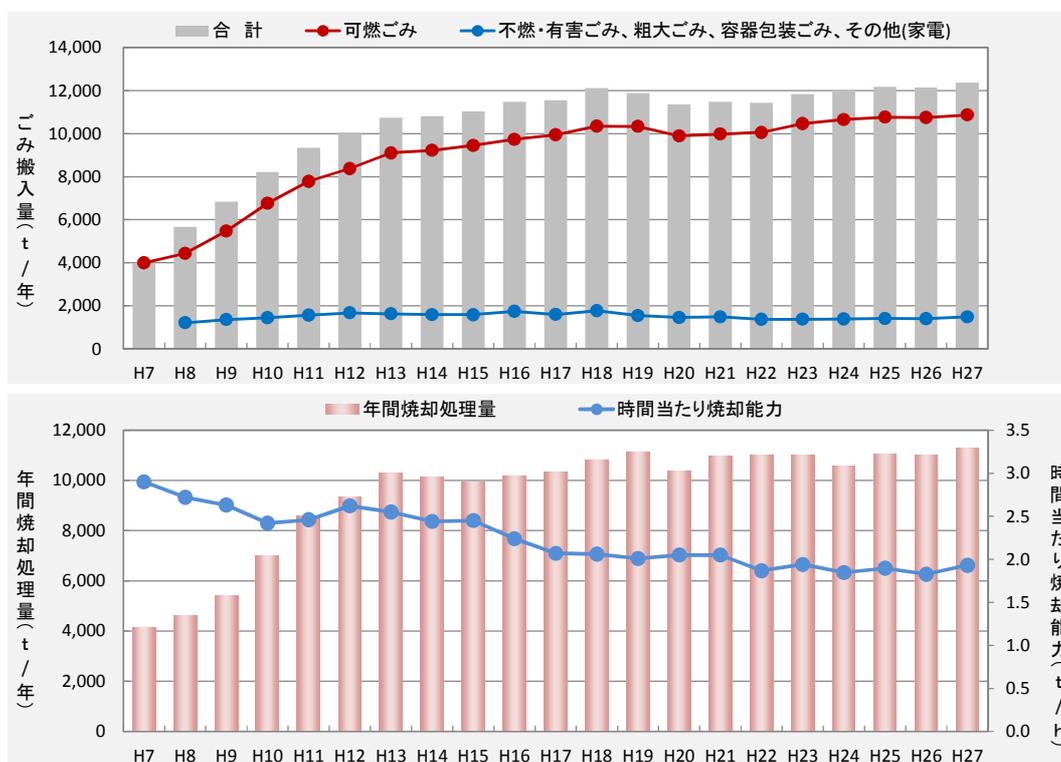
そのため、芸北広域きれいセンターでは、ごみ焼却施設の稼働率が90%（≒平成26年度焼却量10,992t/年÷最大焼却可能量11,264t/年(256日稼働) ※芸北地域を除く）を越えています。また、時間当たりの焼却能力が竣工当時から30%以上低下しています（時間当たり焼却能力：平成7年度2.75t/h→平成26年度1.83t/h）。

一方、破碎・選別処理量は、概ね横ばいで推移しています。



※芸北地域を含む

図14 本組管内の中間処理量



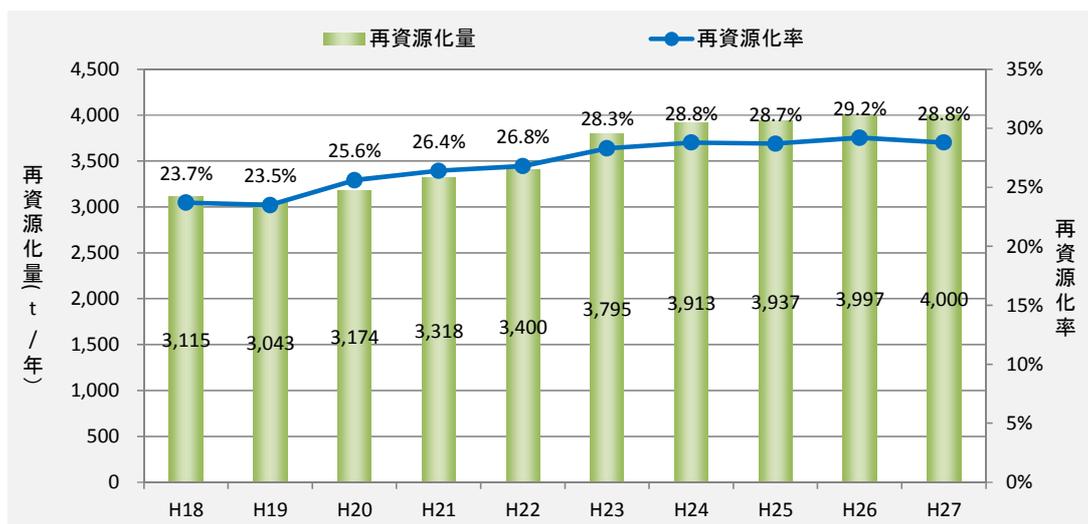
※芸北地域を除く

図15 芸北広域きれいセンターのごみ搬入量、焼却処理量、焼却能力

2. 再資源化量の実績

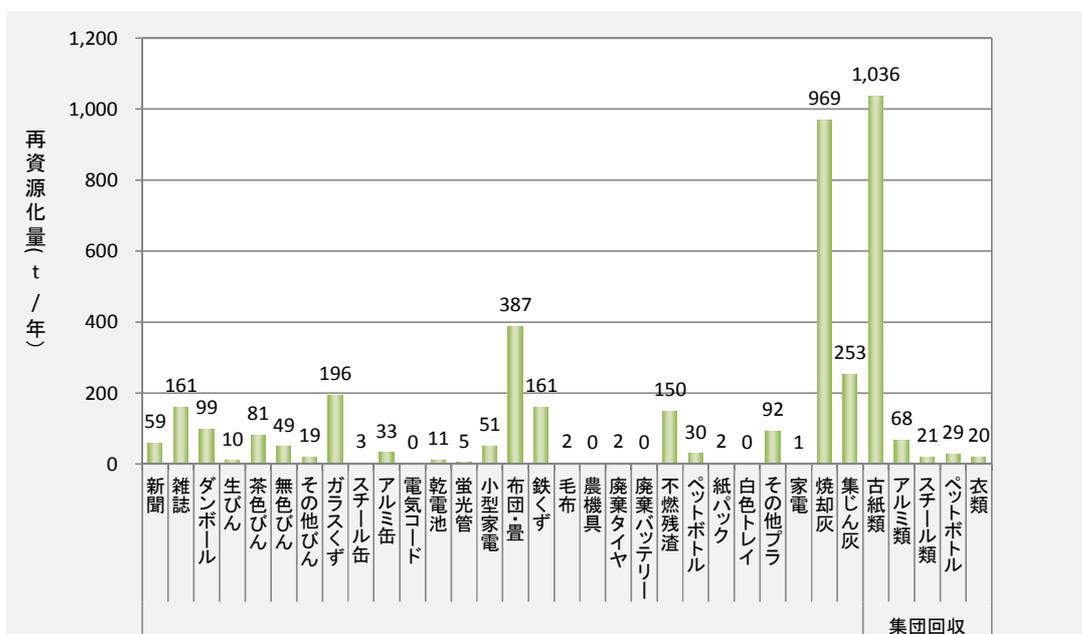
再資源化量としては、家庭及び事業所から資源物として分別収集されるもの、集団回収、焼却残渣（セメント原料化されるもの）があります。

再資源化量は、過去10年間に於いて増加傾向となっています。しかし、ごみ排出量が増加したため、再資源化率は過去5年間に於いて横ばいとなっています。



※芸北地域を含む

図 16 本組合管内の再資源化量



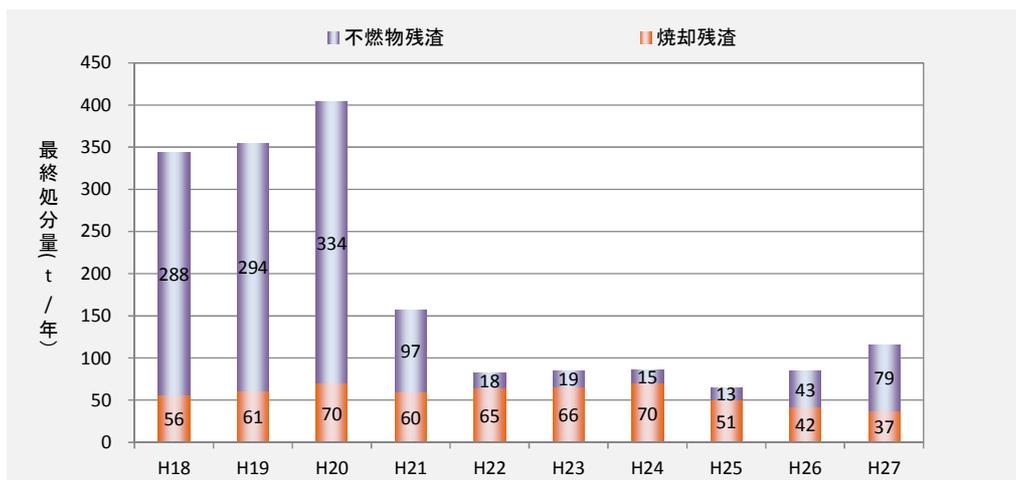
※芸北地域を含む

図 17 ごみ種類別再資源化量（平成27年度）

3. 最終処分量

本組合において、焼却残渣は、平成16年度から民間業者によりセメント原料化されています。しかし、芸北地域では、焼却残渣を埋立処分しているため、焼却残渣の最終処分量は、平成27年度で37t/年となります。

不燃物残渣は、平成20年度からプラスチック製容器包装の分別収集を実施したことにより、大きく減少しています。しかし、焼却残渣内に混入している異物やコンクリートがら等の不燃物が、最終処分量として発生しています。



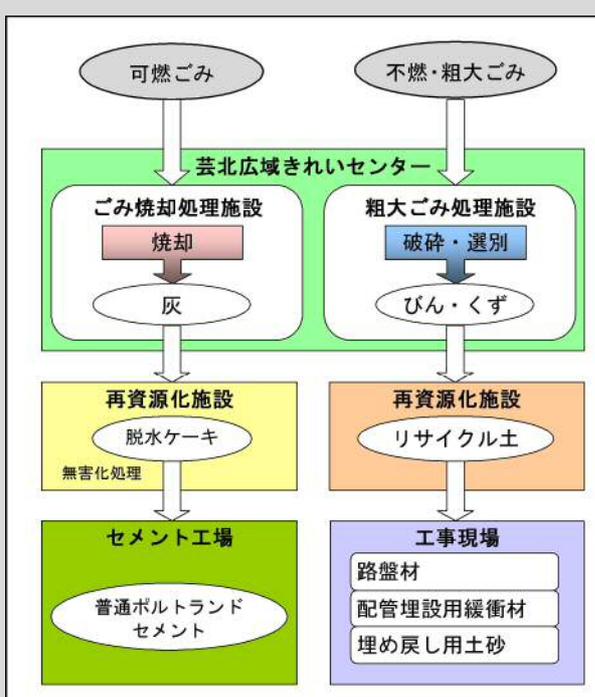
※芸北地域を含む

図18 本組合管内の最終処分量

コラム ゼロエミッション計画について

本組合は、平成15年2月に「芸北広域環境施設組合ゼロエミッション計画(以下、「ゼロエミッション計画」といいます)」を策定しています。

ゼロエミッション計画では、循環型社会形成のため、芸北広域きれいセンターからの廃棄物をゼロ、すなわち埋立処分する廃棄物を全量リサイクルし、最終処分場が必要のないリサイクルシステム構築を目指しています。



4. ごみ処理経費

本組合におけるごみ処理経費は、過去5年間において増加傾向にあります。

平成27年度のごみ処理経費を見ると、416,779千円であり、1人当たりで年間8.5千円、ごみ1t当たりで年間32.8千円となっています。

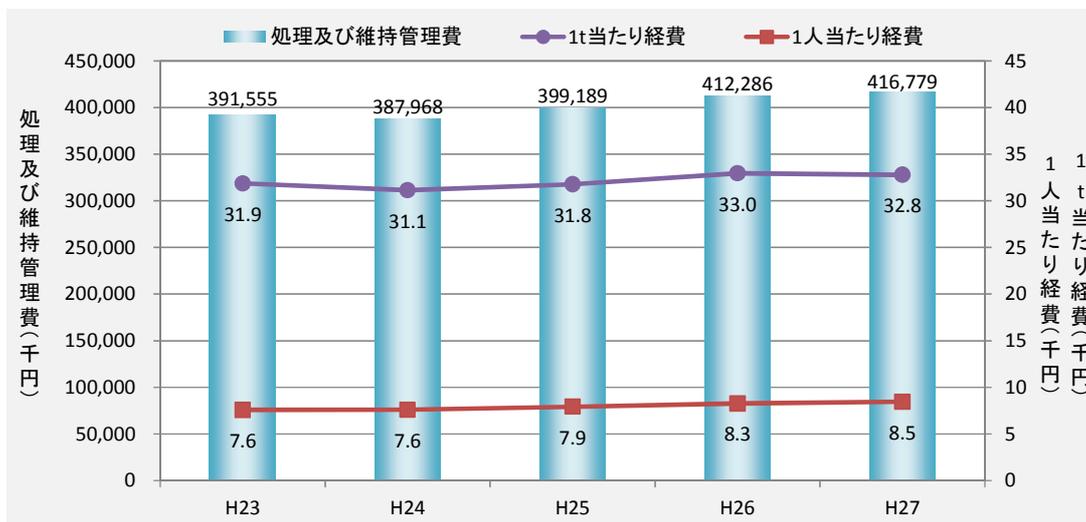


図 19 ごみ処理経費の実績

第4節 ごみの減量化・再資源化の実績

現在、本組合では、以下の取り組みを実施することで、ごみの減量化・再資源化及び適正処理に努めています。

1. 啓発活動の実施

- 処理施設の見学を通して、ごみの分別や減量化に対する啓発活動及び環境教育を行っています。
- 構成市町の行事等にて、行事参加者への分別指導等の支援・協力を行っています。

2. ごみ減量化・再資源化の支援

- 集団回収活動に対する助成金や生ごみ処理機購入に対する助成金等の各種助成制度について、構成市町と協議・調整を行っています。
- 分別アプリ「さんあ〜る」の提供や、イベントでのリユース食器使用促進を検討しています。

3. 事業者の支援

- 古紙、ダンボール等について、一般廃棄物収集運搬許可業者から処理施設への搬入を禁止し、分別・再資源化の徹底を図っています。
- 多量排出事業者に対して減量化・再資源化に関する情報提供を行い、各事業所独自ルートによる再資源化の実施について指導しています。
- 処理施設において、一般廃棄物収集運搬許可業者及び搬入者を含めて、搬入不適物（産業廃棄物、搬入禁止物、事業系古紙、分別不適物等）の検査を行い、分別を指導しています。
- 一般廃棄物収集運搬許可業者と協力し、事業所が排出しているごみの調査を行い、ごみの分別徹底等による減量化を指導しています。
- 食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対し、同法の趣旨を周知することで、生ごみの減量化と再資源化を促進しています。

4. 新技術の情報収集

- 生ごみの減量化等、現在の技術開発動向について、積極的に情報収集を行い、本組合の施策の方向性に即したものは、採用及び普及を検討しています。
- 製造メーカーや再資源化業者等から、再資源化が可能な部品等について情報収集を行い、極力、再資源化を行うよう努めています。

5. ごみ処理の有料化

- 収集ごみについては、指定袋・処理券によりごみ処理手数料を徴収しています。
- 直接搬入ごみは、従量制によりごみ処理手数料を徴収しています。

6. 安芸高田市の取り組み

1) 資源ごみ団体回収助成金

安芸高田市では、資源物（古紙、アルミ、スチール、ペットボトル）の集団回収を実施する子ども会、女性会、PTA等の住民団体に対して助成を実施しています。

2) 安芸高田市生ごみ減量化対策助成金

安芸高田市では、平成13年度より、安芸高田市生ごみ減量化対策助成金として、生ごみ処理機購入金額の助成を実施しています。

3) 環境もやい☆安芸高田

「環境もやい☆安芸高田」は、個人、団体や事業者、行政のグループであり、安芸高田市の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、様々な環境活動に取り組んでいます。

環境もやい☆安芸高田の事業

- ・環境づくりワークショップの開催
- ・環境活動学習会の開催
- ・2Rの推進、省エネ・創エネの開催
- ・「かんきょうまつり in あきたかた」への出展 など

4) モニター調査

安芸高田市では、平成26年度に「生ごみひとしぼりモニター」により生ごみ水切りの減量効果を調査し、平成28年度に「竹チップ de 生ごみコンポストモニター」により生ごみ堆肥化による減量効果を調査しています。また、モニター調査を通じて、住民に対して生ごみ減量の普及啓発を行っています。

7. 北広島町の取り組み

1) 資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業報奨金

北広島町では、平成23年度より、資源物（古紙、アルミ、スチール、ペットボトル）の集団回収を実施する住民団体に対して、助成を実施しています。また、平成25年度より、集団回収された衣類に対しても助成を実施しています。

2) 啓発活動

北広島町では、広報紙やケーブルテレビを通じて、資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業での資源回収量や生ごみの減量化方法を紹介する等、ごみ減量化・資源化に関する情報を発信しています。

8. 関係団体の取り組み

1) 特定非営利活動法人 INE OASA の取り組み

「特定非営利活動法人 INE OASA」は、北広島町を所在地として、中国山地の里山の自然環境を保全し、循環型社会のまちづくりを図るため、休耕田の有効利用やリサイクル事業、環境教育事業、情報通信環境整備推進事業及びイベント事業を行っています。また、ごみ関係の事業としては、廃食油を回収し、BDF(バイオディーゼル燃料)の精製・有効利用を行っています。

特定非営利活動法人 INE OASA の事業内容

(1) 特定非営利活動に掛かる事業

- ① 菜の花エコプロジェクト等、資源循環型社会の形成に関する企画及び運営事業
- ② 資源循環型のリサイクル推進に係る廃食油の収集運搬及び再生事業
- ③ 環境教育に関する企画及び支援事業
- ④ 特産品、特産物等に関する研究及び開発事業
- ⑤ 菜の花エコプロジェクト等に関するホームページ、機関誌等の企画、制作、運営及び実施事業
- ⑥ 観光資源の新規企画及びネットワーク化等の支援事業

(2) その他事業

- ① 特産品・特産物等の販売及び販売マネジメント事業

廃食油の回収について

回収量	12,700ℓ (平成 26 年度)
BDF 精製	2,100ℓ (平成 26 年度)
BDF 用途	スクールバスの燃料として利用

2) 公衆衛生推進協議会での取り組み

公衆衛生推進協議会は、草刈・清掃活動や不法投棄パトロール等を実施し、地域の生活環境保全に努めています。安芸高田市公衆衛生推進協議会では、甲田町をモデル地域として、平成 26 年度からごみ分別の細分化を実施しています。モデル事業では、現在の 15 分別を細分化して 24 分別とし、資源物の拠点回収を実施しています。

拠点回収している資源物

- ・古紙(ダンボール、新聞、雑誌、チラシ)
- ・布類
- ・缶類(アルミ缶、スチール缶)
- ・びん類(無色、茶色、その他)
- ・ペットボトル
- ・乾電池

細分化した分別

- びん類 → 無色びん
茶色びん
その他の色びん
生きびん
- 缶類 → スチール缶
アルミ缶
- 可燃ごみ → 布類
白色トレイ
廃食油
- 不燃ごみ → 鍋・やかん類
コード類
小型家電

第5節 ごみ処理状況の評価

1. 類似市町との比較

安芸高田市及び北広島町のごみ処理システムについて、人口、産業構造などの都市形態が類似している全国の自治体と比較し、客観的な評価を行いました。

安芸高田市では、評価項目すべてが偏差値 50 以上であり、特に「人口1人1日当たりごみ総排出量」の偏差値が高くなっています。

北広島町（芸北地域を含む）では、評価項目すべてが偏差値 50 以上であり、特に「廃棄物のうち最終処分される割合」が高くなっています。

※評価は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成26年度実績版」を用いて行いました。評価結果は、偏差値で表現しており、偏差値が50を上回ると、類似自治体より優れていることになります。

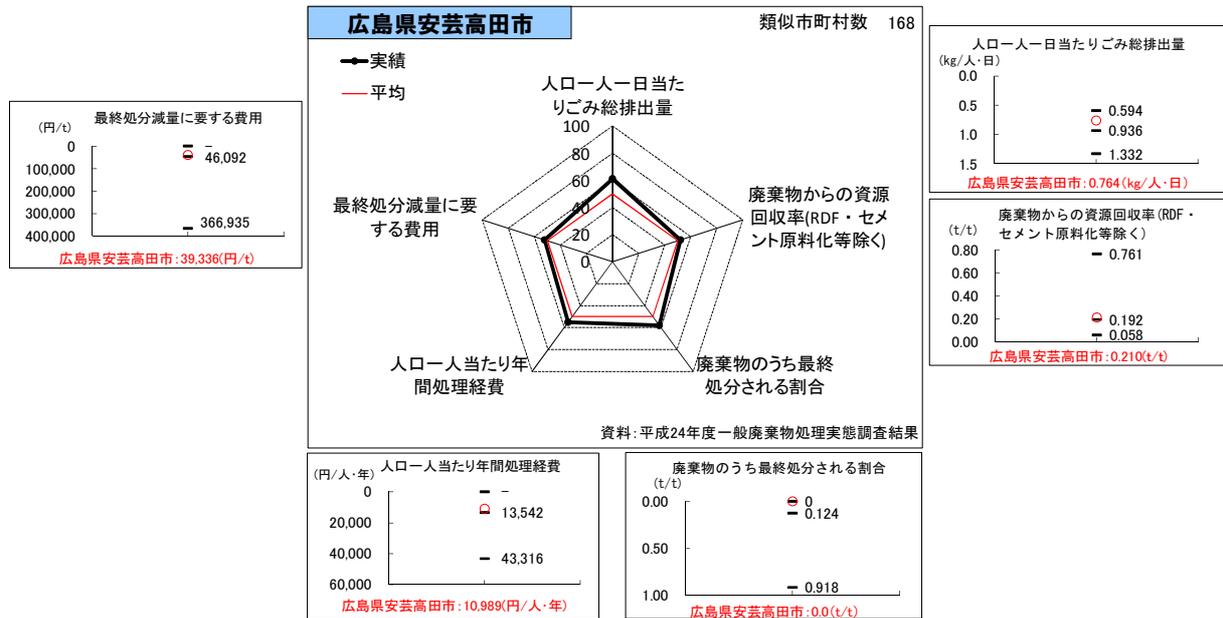


図 20 安芸高田市の評価

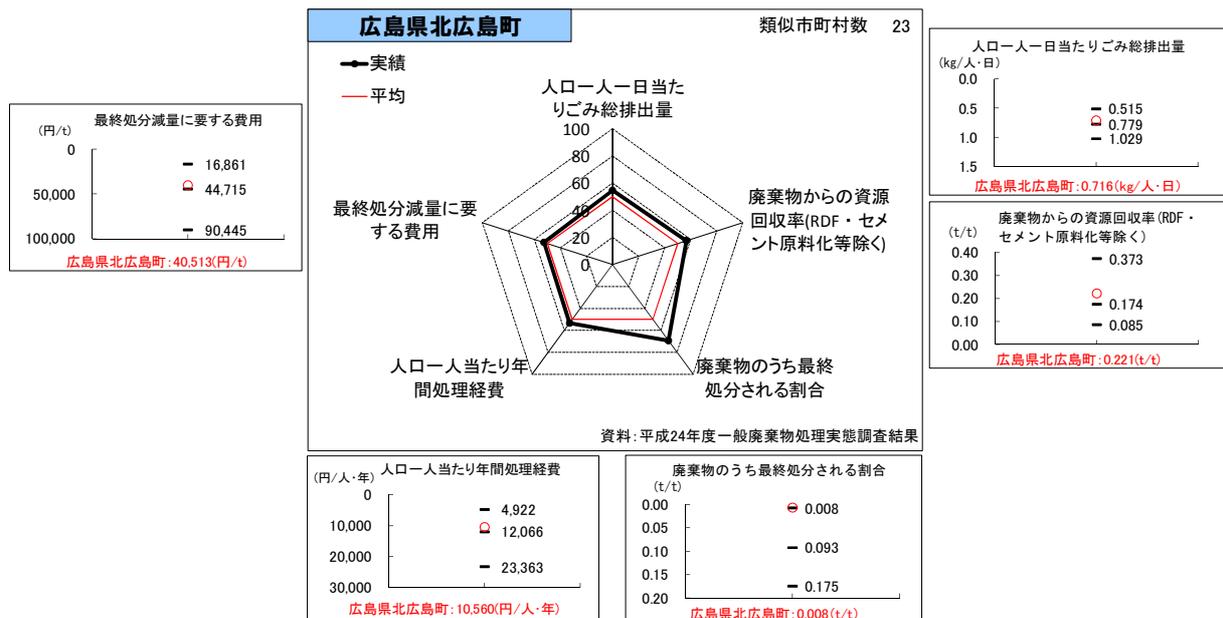


図 21 北広島町の評価

2. 前計画の目標達成状況

平成20年3月に策定したごみ処理基本計画（以下、「前計画」といいます。）では、減量化、再資源化、最終処分目標値を設定し、ごみの減量化・再資源化及び適正処理を進めてきました。

【芸北広域環境施設組合ごみ処理基本計画（平成20年3月）の目標設定】

- ①排出量：平成33年度基準年度（平成18年度）比15.0%の削減
- ②再生利用量：基準年度（平成18年度）のリサイクル率22.0%に対して平成33年度34.0%まで向上
- ③最終処分量：平成33年度基準年度（平成18年度）比100.0%の削減

1) 減量化目標

ごみ排出量の減量化目標は、平成23年度からごみ排出量が増加し、現状、未達成です。

家庭系ごみは、世帯当たり人員が少ないほど、一般的に増加する傾向にあるため、本組合管内で核家族化が進んだことが増加した要因のひとつと考えられます。

事業系ごみは、近年、コンビニエンスストア等の店舗が増加したことで、排出量の増加に繋がったと考えられます。また、高齢化に伴い、病院や介護・福祉施設から排出されるごみが増加していることも要因のひとつと考えられます。

今後は、可燃ごみが全体の約8割を占めていることと、可燃ごみに生ごみや食品ロス、紙ごみ、紙おむつといった減量化可能なごみ種類が多いことを踏まえて、可燃ごみをターゲットとした減量化対策が必要と考えられます。



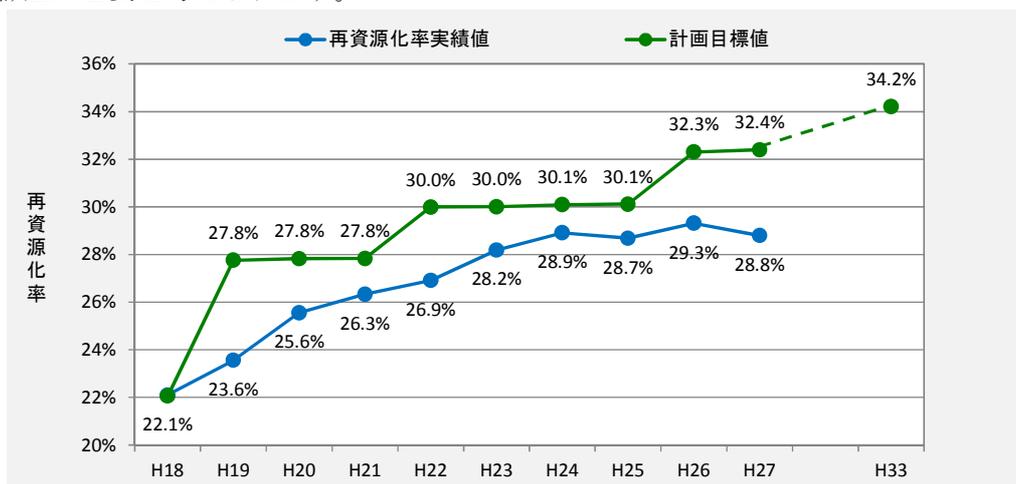
※芸北地域を除く

図 22 現計画の減量化目標達成状況

2) 再資源化目標

再資源化目標は、各施策に取り組むことで再資源化率を増加させてきましたが、現状、未達成です。再資源化目標が未達成となった要因のひとつとして、容器包装プラスチック及びプラスチック類が可燃ごみとして出されていることが考えられます。

今後は、容器包装プラスチック及びプラスチック類が資源ごみとして出されるよう、分別の徹底が必要と考えられます。



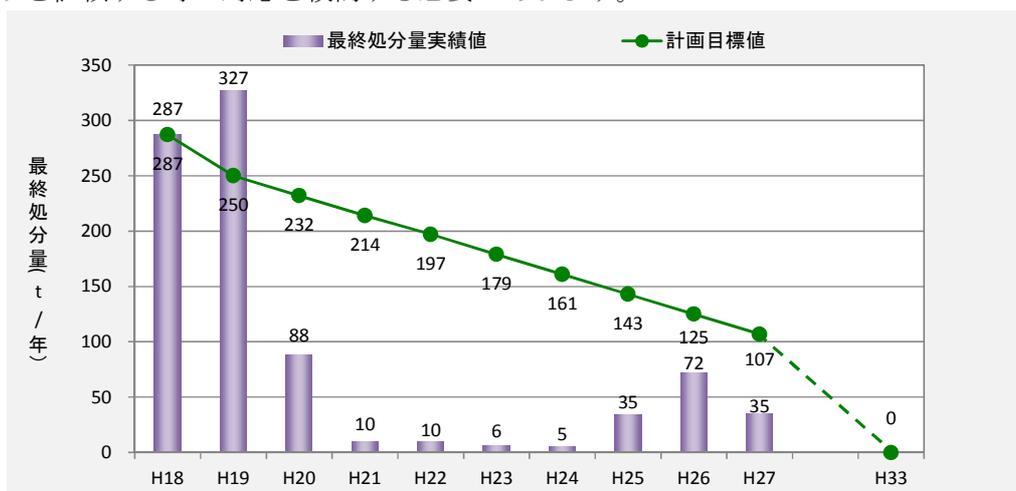
※芸北地域を除く

図 23 現計画の再資源化目標達成状況

3) 最終処分目標

最終処分量は、現在、順調に削減されています。ただし、平成 33 年度の目標を達成するには、さらに最終処分量の削減が必要です。

最終処分量ゼロとするためには、焼却残渣内に不適物が生じないように、ごみ排出段階での分別徹底を図る必要があります。また、コンクリートがらについては、再資源化業者に引き取りを依頼する等の対応を検討する必要があります。



※芸北地域を除く

図 24 現計画の最終処分目標達成状況

第6節 ごみ処理の課題

本組合におけるごみ処理の課題は、ごみ排出量の実績、中間処理、最終処分の実績、ごみの減量化・再資源化の実績等を踏まえると、各段階で次のことが挙げられます。

1. ごみの排出

- 生ごみ、古紙類、紙おむつ、プラスチック製容器包装が多く排出されています。
- 食品ロス（未使用のまま捨てられた食品）が含まれています。
- 不燃ごみ（缶類等）や粗大ごみ（毛布）等、可燃ごみではないごみが混入しています。
- 衣類の集団回収が、他の集団回収品目と比べて、普及していない状況です。
- 紙おむつを排出している家庭のごみ組成を見ると、紙おむつが全体の約3割を占めています。
- 事業所のごみでは、生ごみが多く占めていました。
- 病院、介護・福祉施設から排出される紙おむつは、今後、高齢化が進むことにより、増加することが予想されます。

2. 減量化・資源化

- 近年、ごみ排出量が減少しておらず、前計画の目標が未達成でした。
- 再資源化率が上昇しているものの、前計画の目標が未達成でした。
- 前計画で計画していた施策のうち、実施できなかった施策があります。
- 芸北地域に対して、本組合で実施している施策内容を普及させる必要があります。

3. 収集・運搬

- 芸北地域が平成29年度から加入するため、収集区域が広範囲となります。
- 芸北地域に対して、本組合の収集・運搬体制等の説明が必要です。
- 今後、高齢化社会となり、ごみの排出が困難な人が増加することが予想されます。
- 事業系ごみについては、本組合のごみ処理手数料が近隣自治体の処理手数料に比べて安価であるため、本組合にごみが流入している可能性があります。

4. 中間処理

1) 芸北広域きれいセンター

- 老朽化により、設備能力が低下したため、稼働率を上げて対応しています。
- ごみの受入を計量機1台で対応しているため、年末等の繁忙時に渋滞が発生します。
- 施設内の車両動線では、計量時に動線上を人が横切る箇所や、進入車両と退出車両の動線が交差する箇所があり、安全上の課題があります。

2) 粗大ごみ処理施設

- リサイクルのために細分別を行った結果、資源物を引取数量（大型車1台分相当）になるまで、保管しなければならなくなり、資源物の置場が常に不足しています。

5. 最終処分

- 焼却残渣に含まれている異物は、リサイクルできないため、埋立しています。
- コンクリートがらがリサイクルできないため、埋立を行っています。

コラム 近隣自治体における可燃ごみ直接搬入時の処理手数料

本組合の家庭系可燃ごみ直接搬入時の処理手数料は、近隣自治体（広島市、三次市、庄原市、東広島市、安芸太田町）の設定より比較的高くなっています。

一方、事業系可燃ごみについては、低く設定されています。

家庭系可燃ごみ直接搬入時の処理手数料

市 町	処理手数料	備 考
広島市	—	
三次市	16 円/20L	
庄原市	25.4 円/20L	
東広島市	7 円/20L	
安芸太田町	113 円/10kg	指定袋に入れる場合 無料
本組合	65 円/10kg	安芸高田市、北広島町(芸北地域除く)

※広島県資料「ごみの有料化・指定袋化の実施状況（生活系）（平成27年4月1日現在）」

事業系可燃ごみ直接搬入時の処理手数料

市 町	処理手数料	備 考
広島市	100 円/10kg	
三次市	80 円/10kg	指定袋または透明袋に入れる
庄原市	140 円/10kg	指定袋に入れる場合 80円/10kg
東広島市	30 円/20L	
安芸太田町	113 円/10kg	指定袋に入れる場合 無料
本組合	70 円/10kg	安芸高田市、北広島町(芸北地域除く)

※広島県資料「ごみの有料化・指定袋化の実施状況（事業系）（平成27年4月1日現在）」